

事 務 連 絡  
令和4年12月12日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

米国産牛肉に対するセーフガード措置改正の発効日について【情報提供】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

農林水産省から、米国産牛肉に対するセーフガード措置に係る日米貿易協定改正議定書の発効日に関する連絡がありましたので、お知らせします。

関係団体各位

農林水産省 畜産局 食肉鶏卵課

日頃より大変お世話になっております。

今臨時国会にて承認されました米国産牛肉に対するセーフガード措置の適用条件の修正等を定めた日米貿易協定改正議定書に関しまして、令和4年12月10日に日米両国間で相互に書面による通告を行い、その発効日を令和5年1月1日とすることとしましたのでお知らせいたします。

これにより、本議定書は令和4年度の米国産牛肉の輸入から効力を生ずることとなります。

このことについて、12月10日に農林水産省と外務省でプレスリリースをしておりますので、あわせてお知らせいたします。

<農林水産省のプレスリリース>

日米貿易協定改正議定書の発効日について

[https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu\\_kokusai/keizai/221209.html](https://www.maff.go.jp/j/press/yusyutu_kokusai/keizai/221209.html)

<外務省のプレスリリース>

日米貿易協定改正議定書の効力発生のための通告

[https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressm17\\_00001.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/pressm17_00001.html)